令和８年　第５回（定例）日　南　町　議　会　会　議　録（第３日）

令和８年６月９日（火曜日）

議事日程（第３号）

令和８年６月９日　午前９時10分開議

日程第１　令和８年請願第２号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願

日程第２　令和８年発議第４号　ナフサ、燃油、肥料、農林業機械及び資材等の安定供給並びに価格高騰対策を求める意見書提出について

日程第３　令和８年発議第５号　予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書提出について

日程第４　議案第51号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第５　議案第52号　日南町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第６　議案第53号　令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第54号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第55号　令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第56号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第57号　令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第58号　令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第12　議案第59号　令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第13　議案第60号　日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

日程第14　議員派遣の件

日程第15　委員の派遣について

日程第16　委員会の閉会中の継続調査について

（議会運営委員会の調査）

（総務教育常任委員会の調査）

（経済福祉常任委員会の調査）

（議会広報常任委員会の調査）

（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）

（行政調査特別委員会の調査）

本日の会議に付した事件

日程第１　令和８年請願第２号　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意

見書の提出を求める請願

日程第２　令和８年発議第４号　ナフサ、燃油、肥料、農林業機械及び資材等の安定供給並びに価格高騰対策を求める意見書提出について

日程第３　令和８年発議第５号　予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書提出について

日程第４　議案第51号　鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について

日程第５　議案第52号　日南町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第６　議案第53号　令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）

日程第７　議案第54号　令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

日程第８　議案第55号　令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）

日程第９　議案第56号　令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）

日程第10　議案第57号　令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）

日程第11　議案第58号　令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）

日程第12　議案第59号　令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）

日程第13　議案第60号　日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについて

日程第14　議員派遣の件

日程第15　委員の派遣について

日程第16　委員会の閉会中の継続調査について

（議会運営委員会の調査）

（総務教育常任委員会の調査）

（経済福祉常任委員会の調査）

（議会広報常任委員会の調査）

（中心地域及び住宅政策調査特別委員会の調査）

（行政調査特別委員会の調査）

出席議員（９名）

２番　大　西　　保君	３番　櫃　田　洋　一君
４番　荒　金　敏　江君	５番　岡　本　健　三君
６番　荒　木　　博君	７番　岩　﨑　昭　男君
８番　高　橋　洋　志君	９番　近　藤　仁　志君
10番　山　本　芳　昭君	

欠席議員（なし）

欠　　員（１名）

事務局出席職員職氏名

局長	長　崎　み　よ君	書記	倉　光　祐　希君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中　村　英　明君	副町長	角　井　　学君
教育長	青　戸　晶　彦君	総務課長	渡　邊　輝　紀君
まち未来創造課長	出　口　真　理君	地域づくり推進課長	實　延　太　郎君
住民課長	島　山　亮　子君	環境エネルギー課長	宇　田　聖　子君
福祉保健課長	片　岡　慎　也君	こども若者未来課長	坪　倉　洋　子君
農林課長	坂　本　文　彦君	建設課長	相　見　正　章君
教育次長	段　塚　直　哉君	会計管理者	高　柴　博　昭君
農業委員会事務局長	淺　田　雅　史君	病院事業管理者	福　家　寿　樹君
病院事務部長	中　西　修　一君		

午前９時０９分開議

○議長（山本　芳昭君）　おはようございます。

ただいまの出席は９名です。定足数に達していますので、令和８年第５回日南町議会定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程ファイルのとおりです。

―――――――――・―――・―――――――――

日程第１　令和８年請願第２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット議会報告・発議フォルダーをお開きください。

日程第１、令和８年請願第２号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願。

本請願は、さきに総務教育常任委員会に審査を付託していますので、委員長に委員会における審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、岩﨑昭男議員。

○総務教育常任委員会委員長（岩﨑　昭男君）

請願審査報告書

令和８年６月９日

日南町議会議長　山　本　芳　昭　様

日南町議会　総務教育常任委員会

委員長　岩　﨑　昭　男

先に、本委員会に付託された令和８年請願第２号「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願」につき、審査の結果を報告する。

審査の経過及び結果

本委員会は、令和８年６月５日に委員会を開催し、慎重審議した結果、次の理由により、賛成少数をもって不採択と決定した。

理　　由

女性差別撤廃条約の実効性を高め、国際基準に沿った人権保障を進めるため、選択議定書の早期批准を求めるべきという意見もある。

しかしながら、同選択議定書に規定される「個人通報制度」の導入に関しては、国内司法制度との整合性や司法権の独立、我が国の伝統・文化への影響について慎重な議論を要するとの懸念がある。

現在、政府においても慎重に検討が進められている段階であり、早急な批准を求めることは時期尚早である。

以上です。

○議長（山本　芳昭君）　これより委員長報告に対する質疑を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　ただいまの理由のところで４行目に、国内司法制度との整合性や司法権の独立ということがございました。この特に司法権の独立、これは何に対しての独立ということをおっしゃっているのか。ちょっと総務委員会での議論、討論なども拝見したんですけれども、それを見ても判然としなかったので、ここの部分について説明していただきますよう求めます。

○議長（山本　芳昭君）　７番、岩﨑昭男議員。

○総務教育常任委員会委員長（岩﨑　昭男君）　司法権の独立と申しますのは、具体的に委員会の中でその説明があったわけではございません。言葉としての一般的な捉え方といたしますと、いわゆる裁判所は、他の国家機関、そういうとこからの外圧とか圧力に惑わされることなく、憲法と法律にのっとって裁判を行うという意味合いで理解をしております。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　今おっしゃった、憲法に基づいて司法を行うということでしたけれども、その憲法の第９８条第２項に、読み上げますが、日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とすると、こういう規定があります。当然、司法権もこの規定に服しなければいけません。ですので、そういう意味では、特に今回の場合に、議定書の基になっている条約は既に批准してるわけですから、そういう意味で、この条約から完全に司法権が独立であり得るわけがない。そ

れは憲法を遵守するという立場から独立ではあり得ないというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（山本　芳昭君）　7番、岩﨑昭男議員。

○総務教育常任委員会委員長（岩﨑　昭男君）　討論の場ではありませんが、質疑ということで発言させていただきたいと思います。

具体的に、そういう内容につきまして、委員会の中で議論はございませんでした。冒頭申し上げましたとおり、一般的に司法権の独立という考え方は、先ほど述べましたとおりであります。それ以上の議論というのは委員会ではございませんでしたので、今回の報告書の形で委員長一任におきました意見として取りまとめたということであります。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　私、総務委員会で紹介議員さんに質問をしておりましたんで、その質問内容3点について、再度質問したいと思います。調査されてるようですので。

まず、1点目は、ちょうどこの条約の件につきましては、2年前の総務委員会にも提出されてました。そのときに、世界で１１５か国だったということです。１８９か国中１１５。そして、2年たって1か国しか増えてないと。その1か国はどこですかという質問。

2番目に、国内における採択の議会数、４００として書いてありますけども、２５年7月9日で３７２、9月4日で３８２ですが、ちょっと４００に届かないんで、その内容。

それと、最後に、鳥取県内の採択された議会の数と、もしよろしければ議会名をお願いしますという3点について質問しましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（山本　芳昭君）　4番、荒金敏江議員。

○議員（4番　荒金　敏江君）　それでは、改めて回答いたします。

1番の、この間に増えた国はっていうことですけれども、エストニアが２０２５年7月に批准し、１１６か国になったということです。

それから、2番の請願を採択している議会のことですが、この３８２議会後に採択した議会については、神奈川県の大磯町、平塚市、二宮町、京都府の南丹市、福知山市、舞鶴市、伊根町、与謝野町、綾部市、宮津市、長崎県の長崎市、茨城県の八千代町、山梨県の昭和町、大月市、長野県の北相木村、岐阜県の羽島市、富山県の舟橋村、福岡県の大野城市の計１８議会が３８２議会後に採択した１８議会です。この１８議会のうち全会一致で採択したのは１３議会でした。ちなみに、これは２０２５年１２月時点での数字でしたけれども、今年3月に東京都板橋区議会が採択し、採択議会は４０１となっています。

3番目の鳥取県内の採択議会についてですけれども、倉吉市、鳥取市、琴浦町、日吉

津村、北栄町、境港市、湯梨浜町、大山町、南部町、江府町の１０議会で、うち全会一致で採択したところは半数の５議会です。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

日程第１、令和８年請願第２号、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願の討論を許します。

本請願に対する委員長報告は、不採択です。

まず、原案である請願第２号に対する賛成者からの発言を許します。

４番、荒金敏江議員。

○議員（４番　荒金　敏江君）　女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書を採択すべきという立場で討論します。

女性差別撤廃条約は、男らしさ、女らしさの呪縛から解放されて、誰もが性別にとらわれず、自分らしく生きられることを目指しています。日本は女性差別撤廃条約を１９８５年に批准していますが、２０２５年のジェンダーギャップ指数は１４８か国中１１８位と、世界最低レベルのままです。男女賃金格差や昇進差別、妊娠、出産で多くの女性の退職、医学部入試で女性受験者の不当な不合格、ＤＶ被害など、女性差別の実態がまだまだあります。最高裁で敗訴しても、選択議定書が批准されれば差別撤廃委員会への通報、申立てができます。

２０２１年２月現在、４０か国に対する１６５件の個人通報が登録されています。内訳は、受理不能６７件、権利侵害なし７件、権利侵害あり４１件、審査中３４件、終了１６件となっています。権利侵害ありの見解のうち半数は、ＤＶ等、女性に対する暴力です。ほかに、雇用における差別、性と生殖に関する健康と権利の侵害などです。権利侵害ありとの見解は、国に対して出されます。最高裁判決と異なる見解が出た場合も、判決内容の修正を迫るものではありません。国として見解の受入れが難しい場合は、差別撤廃委員会との間でフォローアップ協議を継続します。しかし、日本は既に女性差別撤廃条約を批准しており、憲法２４条に、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならないと規定されています。裁判もこの規定に照らし判断されるべきと考えます。

日南町は男女共同参画を進めてきました。賃金格差など、性差別の実態を国際基準に照らして前向きに解決していくために、議会として意見書を採択して、町民の声を国に届けていくべきと考えます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　次に、請願原案に対する反対者からの発言を許します。

６番、荒木博議員。

○議員（６番　荒木　　博君）　委員長意見に賛成の立場で討論をいたします。

女性差別撤廃条約の選択議定書は、国内裁判が終了した後でも国連女性差別撤廃委員会に対して個人通報を行うことを可能とするものであり、日本の司法制度や司法権の独

立との関係において慎重な検討が必要であると考えます。また、国際的な人権の基準が国内の判例や立法に影響を与えることや、日本の伝統や文化についても影響を与える可能性があります。日本政府においても現在、諸課題について調査、検討を継続しているところであり、国民的な理解が十分に浸透していない中、早急に批准を行うべきではないと考えております。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願に賛成の立場、委員長意見には反対の立場で討論いたします。

まず、先ほど質疑も行いましたけれども、司法権の独立というような、非常に曖昧なことで委員会での議論が済んでしまった、それ以上の議論が行われなかったというのは非常に残念です。先ほども申し上げましたとおり、司法権といえども憲法からは独立ではいられない、憲法は遵守しなければいけない。その憲法は、条約あるいは確立した国際法規を守るようにというふうに言っているわけです。ですので、これは成り立たない理由です。

それから、国内司法制度との整合性という問題ですけれども、これについても、先ほど同僚議員から討論がありましたように、１９８５年に元の条約を批准してるわけですので、それからもはや何年たつんでしょうか。４０年以上たつわけです。その間に整合性の調整ができなかったというのは、とても優秀な官僚の方たちが真面目に取り組んでいたとはとても私には思えません。それはもう当然なされてしかるべきものです。

それから、3つ目の伝統・文化への影響ということで、委員会の中では、例えば皇室典範への影響ということが言われていました。昨今は女性天皇をどうするかというような話も話題になっているわけですが、そういったことに対しても国際的な潮流の影響を受けざるを得ません。国際的な潮流といいますのは、最近では軍事同盟を持たないＡＳＥＡＮですとか、グローバルサウスが台頭します。グローバルサウスというのは、かつては発展途上国というふうに呼ばれたわけですけれども、そういった国々が台頭してきてます。そして、例えば核兵器禁止条約のようなものも、いわゆる先進国は批准しておりませんけれども、こういった多くの国々の賛成の中で条約も成立しまして、そういった国際的な流れから日本も逃れることはできないし、そこから、そこに背を向けていては日本が国際社会の中で孤立することにもなりかねません。トランプ大統領のイラン攻撃に国際世論が総スカンをしているような状況を見れば分かると思うんですけれども、国際的な流れというものは決して無視することができません。

ということで、ぜひこの選択議定書を早急に批准するべきだと申し上げて、私の討論といたします。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

8番、高橋洋志議員。

○議員（８番　高橋　洋志君）　私は、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出を求める請願について、反対の立場で討論いたします。先ほど総務教育常任委員長報告のとおり、委員会において不採択と決定した案件でございますので、本会議においても反対いたします。

本約は、先ほども皆さんおっしゃっていたとおり、日本は批准しておりますが、この選択議定書が定める個人通報制度について注目すべき制度と認識しているということで、問題がここで生じているという認識を政府も持っていらっしゃるようでございます。第５次男女共同参画基本計画において、諸問題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進めるというふうには定めておられ、個人通報制度関係省庁研究会において、個人からの情報、事例を可能な限り収集し、対応について検討を行っておられます。各方面から寄せられる意見も踏まえつつ検討をされております。したがって、現時点での本町議会において批准を求めることは必要ないと思いますので、反対いたします。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

令和８年請願第２号の委員長報告は、不採択です。よって、採決は、請願の原案について行います。

本請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立２名です。起立少数です。よって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第２　令和８年発議第４号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット議会報告・発議フォルダー、発議第４号ファイルをお開きください。

日程第２、発議第４号、ナフサ、燃油、肥料、農林業機械及び資材等の安定供給並びに価格高騰対策を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）

……

発議第４号

ナフサ、燃油、肥料、農林業機械及び資材等の安定供給並びに

価格高騰対策を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和８年６月９日

提出者　日南町議会議員　大　西　　保
賛成者　日南町議会議員　櫃　田　洋　一
同　　荒　金　敏　江
同　　岡　本　健　三
同　　荒　木　　博
同　　岩　﨑　昭　男
同　　高　橋　洋　志
同　　近　藤　仁　志
同　　山　本　芳　昭

ナフサ、燃油、肥料、農林業機械及び資材等の安定供給並びに
価格高騰対策を求める意見書（案）

近年、国際情勢の緊迫化、急激な円安、物流費の上昇等により、ナフサ、燃油、肥料、農林業機械及び資材等の価格高騰と供給不安が深刻な問題となっている。

中山間地域に位置する日南町では、移動や作業における自動車・農林業機械への依存度が高く、燃油価格の高騰は住民生活や地域経済に直撃している。また、各種資材や機械の価格上昇は、本町の基幹産業である農林業の経営を激しく圧迫しており、かねてからの課題である担い手不足や高齢化をさらに深刻化させることが強く懸念される。

加えて、国が示す各種統計や価格指標は全国平均を基準としたものが多く、中山間地域の実態を十分に反映しているとは言い難い。都市部に比べ代替手段が乏しい本町における打撃は数値以上に深刻であり、現場の実情を踏まえた即効性のある支援策が不可欠である。

よって、国においては、地方住民の暮らしと地域経済の基盤である農林業を守るため、下記の事項を速やかに実施するよう強く求める。

記

1．ナフサ、燃油、肥料、農林業機械及び資材等の安定供給体制を強化するとともに、農林業者、中小事業者、福祉・医療施設、地方自治体及び住民への価格高騰対策・支援策を充実すること。
2．農業及び林業の経営継続を図るため、肥料価格高騰対策や森林整備支援をはじめとする関連施策を維持・拡充すること。
3．中山間地域における物流コスト上昇への対応及び地域交通の維持に対する財政支援を強化すること。
4．エネルギーや基礎資材の国内生産・備蓄体制を強化し、国際情勢の変動に影響されにくい強靱な供給体制を構築すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月９日

鳥取県日南町議会議長　山　本　芳　昭

○議長（山本　芳昭君）　これより本件に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

発議第４号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第４号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第３　令和８年発議第５号

○議長（山本　芳昭君）　発議第５号ファイルをお開きください。

日程第３、令和８年発議第５号、予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書提出についてを議題とします。

本件につき、提案者から趣旨説明を求めます。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　それでは、趣旨説明させていただきます。

まず最初に、発議書を読み上げます。

発議第５号

予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書提出について

上記の議案を、別紙のとおり日南町議会会議規則第１４条第１項及び第２項の規定により提出する。

令和８年６月９日

提出者　日南町議会議員　岡　本　健　三

賛成者　日南町議会議員　荒　金　敏　江

予備自衛官等兼業特例法案の廃案を求める意見書（案）

政府は、開会中の第２２１回国会で、「予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律案」を成立させようとしている。この法律案は、予備自衛官等の充足率を上げるために、国家公務員や地方公務員が予備

自衛官等を兼業して活動する際に、任命権者、すなわち、国家公務員の場合は所轄庁の長、地方公務員の場合は知事、市町村長などの許可を不要とするよう国家公務員法や地方公務員法に特例を設けようとするものである。

公務員は本来、平和憲法のもと住民の命と暮らしを守ることが仕事であり、兼業は公務員としての仕事に支障のないことが大前提とされている。予備自衛官等のみを特例で任命権者の許可を不要とすることは、憲法が規定する公務の上に予備自衛官等としての任務を置き、国家の命令に自治体を事実上従わせるものである。

２０１５年に成立した安保法制により、予備自衛官等には日本が武力攻撃を受けていない存立危機事態でも招集命令が下される可能性がある。つまり、この法案はアメリカの無法な戦争に公務員を動員する体制を作りかねない。さらに、任命権者の判断なしに職務専念義務が免除されれば必然的に招集に応じる義務が生じ、本来の業務に影響を及ぼすことは避けられず、公共サービス低下につながるおそれもある。

日南町議会は、任命権者である市町村長らの権限と公務員の仕事を守る立場から、ひいては住民の命と暮らしを守る立場から、この法案を廃案とすることを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月９日

鳥取県日南町議会議長　山　本　芳　昭

（提出先）

衆議院議長　森　　英　介　様
参議院議長　関　口　昌　一　様
内閣総理大臣　高　市　早　苗　様
総　務　大　臣　林　　芳　正　様
防　衛　大　臣　小　泉　進次郎　様

簡単に、それで、概要について趣旨を説明させていただきます。

この法案、先ほど正式名称申し上げましたが、略して予備自衛官等兼業特例法案の問題点は、大きく３つあります。

１つは、この法案が公務員の職務に専念する義務をないがしろにし、その結果、住民への公共サービスの低下を招きかねないという点です。そのために、市町村長などの権限を制限して、事実上、地方自治体を国に従わせるというのが法案の趣旨です。しかも、そのような住民の命と暮らしに直接関わる法案を提出するに際して、全国知事会などの地方団体とも労働組合とも協議をしていないことが国会の論戦で明らかになっています。

次に、２つ目は、この法案が公務員に予備自衛官等への応募を促す組織的圧力を加えるものになりかねないということです。法案の第７条に、国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、予備自衛官等の職務の重要性に対する国民の関心と理解を深めるよう努めなければならないと明記してあります。国の広報活動などは、具体的には各自

治体へ予備自衛官等への志願者を出すよう求める活動にほかなりません。そのような活動が上司から職員への圧力、あるいは職場全体として誰かが志願しなければならないという圧力になれば、個々の公務員の職業選択の自由を奪う重大な結果につながりかねません。

3つ目に、日本が攻撃されていなくても、アメリカが始めた戦争に普通の公務員が自衛隊員として駆り出され、死傷するおそれがあるということです。報道によれば、米軍の戦争に参戦した自衛隊で多数の戦死者が出ることを想定し、遺体の取扱い専門業者である葬祭業者の全国団体と陸上自衛隊が協力協定を結び、地方レベルにまでその体制づくりを拡大させているということです。国の戦争準備はそこまで進んでいるのです。そんな状況の中に公務員を予備自衛官として参加させてよいはずがありません。

このように、公務員制度の根幹を揺るがし、公務員を本来の職場から追い立て、アメリカが始める戦争に従事させることになりかねない法案は、きっぱりと廃案にすべきです。そして、その声を当事者である地方自治体の議会がぜひ上げるべきであると申し上げ、私の提案趣旨説明といたします。同僚議員各位の御賛同を心より求めるものです。

○議長（山本　芳昭君）　これより本件に対する質疑を許します。

2番、大西保議員。

○議員（2番　大西　　保君）　今、提出されました特例法案ですが、現国会で審議されると思いますが、現在のこの法案はどのような状況になっておるのか。また、衆議院で、委員会で採決が行われてますけど、その結果はどうなった、何対何なのか、どこが反対したのか、その2点について質疑したいんですが。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ただいまの御質問についてですけれども、議案審議経過情報というのが国会に公表されておりますので、それに基づいて説明いたします。

衆議院が議案を受理したのが令和8年4月3日です。その後、安全保障委員会に付託されまして、5月11日にですね、議論されて、審査結果、5月15日に委員会でこの法案が可決され、その後、衆議院の本会議で5月19日に可決されております。

ちょっと賛成の正確な数は分かんないんですけど、賛成多数ということで、会派でいうと、自由民主党・無所属の会、中道改革連合・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、参政党、チームみらいが賛成会派で、反対会派は、私が所属する日本共産党が唯一誇りを持って反対いたしたというのが実情であります。

その後、参議院へ送られまして、令和8年5月19日に参議院が受理、令和8年6月1日に、参議院の外交防衛委員会に付託されたと。ここまでのことが国会の参議院、衆議院からの情報であります。

それから、それでいいか、それでよろしかった。（発言する者あり）

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

発議第５号の討論を許します。

まず、本件に対する反対者からの発言を許します。

９番、近藤仁志議員。

○議員（９番　近藤　仁志君）　私は、この発議に対して、この特例に関する法案の廃案を求める意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

意見書では、国家公務員及び地方公務員が予備自衛官等として活躍する際、所属長などの許可を不要とする特例を設けることを問題視しております。しかし、この法案の目的は、公務員の服務規程を緩めることではなく、国民の生命と財産を守るために必要な予備自衛官制度を円滑に運用するための環境整備にあります。予備自衛官は、有事のみならず、大規模災害などの非常時においても重要な役割を担っております。近年、全国各地で自然災害が頻発する中、必要な人員を確保し、迅速に活動できる体制を整備することは国や自治体の責務でもあります。また、今回の特例は公共性の極めて高い任務に限定されたものであり、公益性に鑑みれば、一定の特例を設けることには合理性があると考えます。

私は、自衛隊を抽象的なイメージではなく、現実的な姿で見るべきだと思います。私の弟は、３５年以上自衛官として勤務し、湾岸戦争終結後にはペルシャ湾での機雷除去任務にも従事し、船舶の航行の早期回復に貢献し、自衛官として誇りと責任を持ち、職務を全うしてきました。自衛隊や迷彩服に異常な反応をするグループもいます。しかし、災害現場で私たちが目にするのは、迷彩服を着て人命救助に当たり、重機を操作し、被災者支援に尽力する隊員の姿です。その活動は多目的に及び、多くの国民から信頼と感謝を得ております。

本法案は、そうした国民を守る活動を支えるための制度整備であり、平和を願うことと自衛隊の活動を支えることは矛盾せず、意見書が指摘するような重大な問題があるとは考えません。よって、この意見書に反対いたします。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本件に対する賛成者からの発言を許します。

４番、荒金敏江議員。

○議員（４番　荒金　敏江君）　私も、自衛隊の災害派遣などで活躍している姿、そういう活動について異論を持っているわけではありません。しかし、戦争は知らないうちに始まり、気づいたときには、戦争反対、出征する息子に生きて帰れと言うことができなくなっていたと戦争開始を体験した人から聞きます。殺傷兵器の輸出の解禁、南西諸島での激しい戦闘を想定した自衛隊病院の病床を増やす計画、沖縄では、自衛隊とアメリカ海兵隊の医師が共同でけが人の治療、搬送訓練などの衛生訓練が繰り返されています。公務員の予備自衛官兼業特例で公務員を戦争に動員する体制をつくられる可能性は、決して否定できないものです。戦争をせず、外交で解決する道は夢ではありません。戦争への芽は小さいうちに摘んでいかなければなりません。公務員、町民の平和な生活を守り続けるため、予備自衛官等兼業特例法案の廃止を求める意見書を上げるべきだと考え

ます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

発議第５号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立２名です。起立少数です。よって、本件は、否決されました。（発言する者あり）

○議員（２番　大西　　保君）　議長、すみません。

○議長（山本　芳昭君）　はい。

○議員（２番　大西　　保君）　私がミスありまして、提出先を言ってなかった。

○議長（山本　芳昭君）　２番、大西保議員。

○議員（２番　大西　　保君）　漏れとった。もう一遍そこに。

○議長（山本　芳昭君）　そちらでいい。

○議員（２番　大西　　保君）　ここでいいですか。

○議長（山本　芳昭君）　はい。

○議員（２番　大西　　保君）　先ほどのナフサ等の意見書提出案の提出先を私、忘れておりましたので、すみません。

提出先、衆議院議長、森英介様、参議院議長、関口昌一様、内閣総理大臣、高市早苗様、財務大臣、片山さつき様、農林水産大臣、鈴木憲和様、経済産業大臣、赤澤亮正様、国土交通大臣、金子恭之様。以上でございます。

○議長（山本　芳昭君）　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

そういたしますと、ここで暫時休憩といたします。再開を１０時ちょうどといたします。

午前９時５１分休憩

午前９時５９分再開

○議長（山本　芳昭君）　休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第４　議案第５１号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット議案書ファイル８ページ。

日程第４、議案第５１号、鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第５１号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５１号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第５　議案第５２号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット９ページ。

日程第５、議案第５２号、日南町と鳥取県の間における予防接種健康被害調査委員会に係る事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とし、前回の議事を継続します。

本案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第５２号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５２号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

日程第６　議案第５３号　から　日程第１２　議案第５９号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット１１ページから。

日程第６、議案第５３号、令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）、日程第７、議案第５４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）、日程第８、議案第５５号、令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）、日程第９、議案第５６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）、日程第１０、議案第５７号、令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）、日程第

１１、議案第５８号、令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）、日程第１２、議案第５９号、令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）、以上、令和８年度補正予算関係７議案を一括議題として、前回の議事を継続します。

各案に対する質疑は前回行いましたが、質疑漏れがあればこれを許します。

なお、質疑のときは、ページ番号をお示しの上、質疑願います。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案番号でいうと第５７号と第５８号、令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）と令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）、ページ番号は、議案の５２ページと５３ページです。これについて、これまでも質疑してきましたけれども、ちょっとまだ質疑で明らかになってないところがあるので、質問させていただきます。

まず、前回本会議での質疑で、平成３０年度導入した現在のシステムが導入費1,２３０万円、そして、最初の５年間には２９万7,０００円、これ、毎年ということですかね、毎年これがかかるということだと思うんですけど、そういう維持費がかかるということでお聞きしたんですけれども、肝腎なことをお聞きし損ねてまして、これは２つの会計合わせてなのか、それとも各会計それぞれこの金額がかかったのかということをお聞きします、まず。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　システムの料金については、上下水道料金合わせての金額になります。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　合わせて先ほど申し上げた金額ということですか。となりますと、今回、５年間での限度額としてるのが、簡易水道事業会計で1,２５０万円、そして下水道事業会計でも1,２５０万円、合わせて2,５００万円になります。ですので、平成３０年度、現在のシステムを導入したときの約２倍、２倍弱ですけれども、の金額が５社見積りの平均では少なくともかかる見込みだという、そういうことでよろしいんですか。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　今回お願いしています債務負担行為については、上限額を設定させていただいております。算定の方法については、この間申し上げたとおり、当初の見積額の平均値ということで設定いたしたものなので、今後、また協議重ねて契約になれば、また金額のほうは変わってくるというものです。

○議長（山本　芳昭君）　５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　金額のほう変わってくるということなんですけれども、確認したいのは、何ていうんですかね、まず、少なくともこの５年間で限度額以上の費用がかからないのかということですね。つまり、この金額というのは、保守ですとか、

あるいは、場合によってはシステム改修、更新というようなことも全て含んだ金額なんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　相見課長。

○建設課長（相見　正章君）　今回お願いしました1,２５０万、それには保守、全て合計したものになります。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　なるほど。それにしても、上限額が従来の倍近くかかるというのは、ちょっとかかり過ぎのような気がします。ただ、確かにシステム、現状で平成３０年度からもはや１０年近く、8年たってるわけで、現状での価格というものはあるでしょうから、やはりきちんとした検討をするためには、現在の相場で単町でシステムをしたときの場合というのもきちんと見積もりしてもらって、それも入札に加えた上で、前回の質疑で現在の６５％費用削減ということでしたけれども、そのことが本当に実現するのかきちんと、共用システムありきではなくて、単町の場合も含めて、日南町として入札されるべきではないんでしょうか。

○議長（山本　芳昭君）　町長答えたほうがいい。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　今回のシステム改修っていいましょうか、基本的には鳥取県の共同化の検討の中で進めてきたっていうところであります。そういった意味で、共同導入することによっての経費節減っていうのを可能にするっていうのが趣旨で、あわせて、将来的な管理っていうところも含めてですが、それぞれするよりも、やっぱり共同でしていくっていう方向性の今後の在り方というところで整理をしておりますので、費用的には単町でするよりも下がるっていうのが基本的な趣旨の中での共同化というスタンスだというふうに理解しております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　ですので、その費用の面について、下がるということをきちんと見積りあるいは入札の上で比較して、それで別に共有システムを日南町が必ず使わなければならないというわけではないですよね。もし単町でのシステムのほうが安いという結果が出れば、そちらを独自に使うということであっても全く問題ないんじゃないかと思うんですけれども、こういう共有システムを使うということは、受注するほうにしては確かにそれだけ多くの受注を得られて利益が多いのかもしれませんけれども、発注するほうにしては、あくまでも安くて、あるいは機敏な対応をしてくださる、そういう企業のほうがいいわけです。だから、そこのところをきちんと見極めるべきではないですかということを申し上げてるんですが、どうですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　おっしゃられる中身、内容については理解しますけれども、とはいいながら、やはり一般的に捉えて共同でするっていうところのほうがパイが大きく

なりますので、業者から見ても少ない経費の中でできるっていうことの基本的な考え方で進めてきておりますので、あわせて、今後の対応っていうところも、小さいよりもっていう話もありますけど、やっぱりしっかりした業者っていうところの契約にもつながるかなというふうに思っております。

○議長（山本　芳昭君）　5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　いやいやいや、そのパイが大きくなるので安くなるっていう論が成立しないというのは、むしろ特にシステムの問題に関しては、国の標準化、ガバメントクラウドの問題で、もはや明らかになってるわけですよね。ガバメントクラウド標準化して、全国統一のものにすれば安くなるという触れ込みでしたけれども、実際には従来の費用の何倍もかかるという市町村が多いわけで、日南町でもたしか約4倍の費用がかかるという試算だったと思います。ですから、そういう、これがだからどうか分かりませんよ、それを決めつけるものではありませんけれども、そういったことをきちんと確認するためにも、単町でシステムを構築した場合も含めて、見積り、入札にかけるべきではないですかというのが私の質問ですが、どうですか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　個々には見積りっていうところは取ってはないっていうふうには現状であります。とはいいながら、やはり一般的に捉えた形の中で、安く経費が、かつ安全な運用っていいましょうか、それができるっていうところの当初の段階でもう、決めるっていうか、認識をして、同意をした上で共同化っていうところに進んでおりますので、共同化だけが先に走ってるというふうには思っておりません。当然、経費っていうところも含めて、議論された中での今の進行というふうに御理解いただければと思います。

○議長（山本　芳昭君）　もう議論が平行線ですので。

5番、岡本健三議員。

○議員（5番　岡本　健三君）　最後にします。確かに議論が平行線なので、最後にしますけれども、だから、当初の段階で認識されたその根拠をきちんと示してください、あるいは入札で確認してくださいということを申し上げてるわけです。

○議長（山本　芳昭君）　質疑にしてください。

○議員（5番　岡本　健三君）　その根拠を示せますか。

○議長（山本　芳昭君）　中村町長。

○町長（中村　英明君）　基本的に、重なる発言になるかもしれませんが、やはり共同化っていうところのメリットで、共同購入で費用が削減できますっていうところが明確になって、それが一つのメリットというふうに整理してありますので、その方向性だというふうに認識しております。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　以上で質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は、議案ごとに行います。

日程第６、議案第５３号、令和８年度日南町一般会計補正予算（第２号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５３号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第５４号、令和８年度日南町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５４号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８、議案第５５号、令和８年度日南町介護保険特別会計補正予算（第１号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５５号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第９、議案第５６号、令和８年度日南町介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５６号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０、議案第５７号、令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第５７号、令和８年度日南町簡易水道事業会計補正予算（第１号）に反対の立場で討論いたします。

先ほども質疑でも申し上げたとおりなんですけれども、ここのシステムを更新するための５年間の債務負担行為という部分です。各会計1,２５０万円、各会計っていうのは、簡易水道と下水道それぞれで1,２５０万円、合わせて2,５００万円かかると。先ほどお聞きしたところ、これは従前、現在のシステムの約倍の金額が５年間でかかるという。上限額とはいえ、それだけのものを、それだけのことに今なってるのかどうかということが私には判然といたしません。ですので、先ほど申し上げたとおりに単町でシステムを構築した場合の資料も出していただいて、それで共同システム、安いのだという、そういう根拠をはっきり示していただければ賛成もできるとは思うんですが、現状ではその根拠が私には分からないので、共同システムにしたほうが費用がたくさんかかるということも十分可能性としてあると思いますので、現状でこの議案に、債務負担行為に賛成することはできませんので、反対いたします。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

３番、櫃田洋一議員。

○議員（３番　櫃田　洋一君）　やはり、この日南町の水道事業をこれから安全安心に行っていく上ではこれは必要であり、私は反対ではなくて、賛成いたします。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５７号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名です。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１、議案第５８号、令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

５番、岡本健三議員。

○議員（５番　岡本　健三君）　議案第５８号、令和８年度日南町下水道事業会計補正予算（第１号）に反対の立場で討論いたします。

討論の内容は先ほどと同じです。下水道事業にも同じ1,２５０万円の５年間の債務負担行為ということが上げられてまして、共同利用システムの場合こうだと、単町での比較がない現状では賛成することできません、残念ながら、ということで反対いたします。

○議長（山本　芳昭君）　次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

７番、岩﨑昭男議員。

○議員（７番　岩﨑　昭男君）　このたびのこの債務負担行為に関する部分でございます。システム開発につきましては、この程度の規模になりますと、単年度で完結するものではございません。やはり数年間の期間が必要である、そのための町としての担保をこの場で議決するものでございます。1,２５０万円という金額をもって、上限としてその中で契約に向けて進んでいくという類いの考え方のものでございまして、実際にどのようなシステムを構築していくかとか、金額の比較等、そういうことにつきましては、今後の議会の中でチェックをしていく事項であります。そういう意味合いをもちまして、この予算に対しては賛成でございます。以上です。

○議長（山本　芳昭君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５８号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本　芳昭君）　起立６名。起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１２、議案第５９号、令和８年度日南町病院事業会計補正予算（第１号）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第５９号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第６０号

○議長（山本　芳昭君）　タブレット人事案件フォルダーをお開きください。

日程第１３、議案第６０号、日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を

求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　議案第６０号、日南町人権擁護委員候補者の推薦にあたり議会の意見を求めることについてでございます。

日南町人権擁護委員、後藤厚見は令和８年９月３０日任期満了となるため、その後任候補者として次に述べる者を推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定に基づきまして、本議会の意見を求めるものでございます。

新しく推薦する候補者ですが、まず、任期ですけれども、令和８年１０月１日から令和１１年９月３０日までの３年間でございます。氏名ですが、高柴三寿でございます。経歴等の資料につきましては、別紙資料に載せさせていただいておりますので、御確認いただくようにお願いを申し上げたいと思います。

御承認賜りますようよろしくお願いします。

○議長（山本　芳昭君）　これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第６０号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第６０号は、原案による被推薦人を人権擁護委員として適任と回答することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり適任と回答することに決定しました。

日程第１４　議員派遣の件

○議長（山本　芳昭君）　タブレット追加報告書フォルダーをお開きください。

日程第１４、議員派遣の件を議題とします。

今後予定されております議員派遣の件については、タブレット議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおりです。

お諮りします。議員派遣について御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、議員派遣の件、今後の予定ファイルのとおり決定しました。

日程第１５　委員の派遣について

○議長（山本　芳昭君）　タブレット委員の派遣についてファイル。

日程第１５、委員の派遣についてを議題とします。

今後予定されております委員の派遣については、タブレット委員の派遣についてファイルのとおりです。

お諮りします。委員の派遣について、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、委員の派遣については、委員の派遣についてファイルのとおり決定しました。

日程第１６　委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本　芳昭君）　タブレット閉会中の継続調査についてファイル。

日程第１６、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員会の閉会中の継続調査については、申出書記載のとおり、議会運営委員会、総務教育常任委員会、経済福祉常任委員会、議会広報常任委員会、中心地域及び住宅政策調査特別委員会、行政調査特別委員会、それぞれの委員長から、次期定例会が招集されるまでの間、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

○議長（山本　芳昭君）　ここで町長から発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村　英明君）　今期定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

開会以来、８日間にわたりまして慎重な御審議を賜り、誠にありがとうございました。提案いたしました諸議案につきまして、活発な議論と丁寧な御審議をいただきました。御承認いただきました各案件につきましては、町民の皆さんの御期待に応えるべく、適切かつ迅速に執行してまいります。貴重な御提案、御意見を今後の町政に反映させ、町のさらなる発展と町民の安心安全な暮らしの実現に向けまして、全庁挙げて取り組んでまいります。

結びになりますが、梅雨入りとなりました。台風、大雨、猛暑の時期となります。御留意をしていきましょう。また、議員各位も引き続き健康に御留意いただき、町政の発展のため、御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせて

いただきます。誠にありがとうございました。

―――――――――――――・―――・―――――――――――――

○議長（山本　芳昭君）　今期定例会に付議された案件は、以上をもって全て議了しました。

お諮りします。これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本　芳昭君）　異議なしと認めます。よって、令和８年第５回日南町議会定例会の会議を閉じ、閉会といたします。

午前１０時２９分閉会

議長挨拶

○議長（山本　芳昭君）　閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、６月２日から本日までの８日間にわたり開催されました。議案審議においては、補正予算案や陳情審査などについて慎重に御審議をいただき、全ての議案を議了し、無事閉会を迎えることができました。議員各位並びに執行部の皆様の御協力に対し、厚くお礼を申し上げます。

今定例会の初日の一般質問において、中村町長は３期目の挑戦を表明されました。また、翌日には、日南小学校の児童の皆さんが議会傍聴に訪れてくれました。将来を担う子供たちに議会やまちづくりへの関心を持っていただくことは大変意義深いことであり、今後は中学生議会などの開催についても御検討いただければと思います。

これから中心地域整備計画や新病院の建築、こども園や中学校をはじめとする教育施設の在り方など、本町の将来を左右する重要な政策課題について方向性が示されてまいります。これらの課題については、将来に禍根を残すことのないよう、十分かつ慎重な議論を重ねていくことが求められます。私たち日南町議会は、町民福祉の向上と地域の発展を目指し、今後とも議会の責務をしっかりと果たしてまいります。

季節は日ごとに暑さを増してまいります。皆様におかれましては、熱中症対策をはじめ、健康管理には十分御留意をいただきますようにお願いを申し上げます。

結びに、皆様の御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会の挨拶といたします。御協力ありがとうございました。
